

国際的枠組～COP21におけるパリ協定の採択～

- COP21(11月30日～12月13日、於:フランス・パリ)において、「パリ協定」(Paris Agreement)を採択。
- ✓ 「京都議定書」に代わる、**2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み**。
- ✓ 歴史上はじめて、**すべての国が参加する公平な合意**。
- 安倍総理が首脳会合に出席。
- ✓ **2020年に現状の1.3倍の約1.3兆円の資金支援を発表**。
- ✓ 2020年に1000億ドルという目標の達成に貢献し、合意に向けた交渉を後押し。



●パリ協定には、以下の要素が盛り込まれた。

- ✓ 世界共通の**長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること**に言及。
- ✓ 主要排出国を含む**すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新**。
- ✓ 我が国提案の**二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用を位置付け**。
- ✓ **適応の長期目標**の設定、各国の**適応計画プロセス**や**行動の実施**、**適応報告書の提出と定期的更新**。
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、**途上国も自主的に資金を提供**。
- ✓ **すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること**。
- ✓ 5年ごとに**世界全体の実施状況を確認する仕組み**(グローバル・ストックテイク)。

日本の約束草案(抜粋)

日本の約束草案

○ 2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、エネルギーミックスと統合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%(2005年度比▲25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO₂)にすることとする。

明確性・透明性・理解促進のための情報

○ JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。

参考 対象ガス及び排出・吸収量 JCM及びその他の国際貢献

○ 途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

○ これにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO₂の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる。

第3章: 目標達成のための対策・施策 第2節: 地球温暖化対策・施策 2. 分野横断的な施策

- 優れた低炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の低炭素成長に貢献することができる。
- このため、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。これにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO₂の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる。JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。
- 今後は、具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携やJBIC及びNEXIと連携したJCM特別金融スキームの活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、NEDOやJICA、ADBなどの関係機関との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。

第4章: 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

第1節: 地球温暖化対策計画の進捗管理 2. 定量的評価・見直し方法の概略

- JCMについては、実現した排出削減・吸収量、うち日本として獲得した排出削減・吸収量に加え、登録プロジェクト数、採択済みMRV方法論数を含む制度の実施状況を把握し、総合的に評価する。
- また、国際貢献として、JCMのほか、産業界による積極的な取組を行うことが重要であり、そうした取組を促していく観点から、その取組状況について可能な限り定量的に把握する。

第2 具体的施策 10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

vii) 日本のエネルギー・循環産業の国際展開の推進

- JCMについて、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により2030年度までの累積で5千万～1億t-CO₂の温室効果ガスの排出削減・吸収量を見込んでおり、本年度中に5か国以上で都市間連携事業を展開するとともに、パートナー国の拡大や案件形成の支援に取り組む。
- 民間ベースの事業について、日本企業の貢献を明示した上で、相手国の合意が得られた場合は、原則としてJCMとする。
- これらのJCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、民間活力を最大限活用しつつ、2020年度までの累積で1兆円の事業規模を目指す。

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大 ⑱」

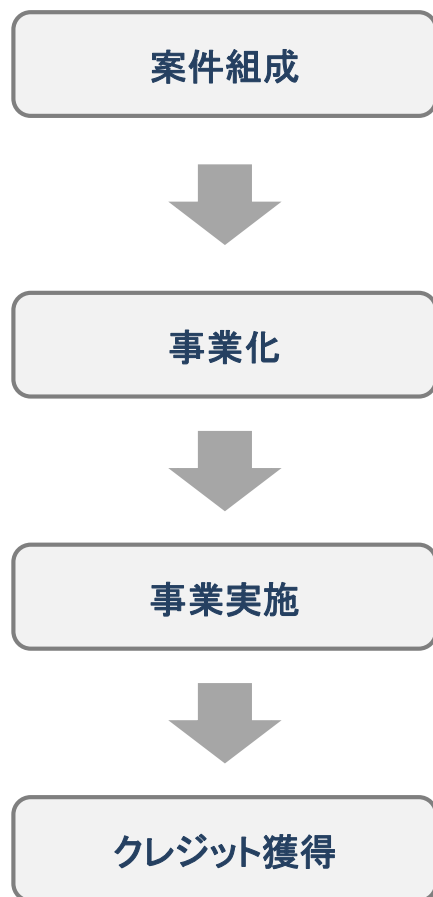
2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<二国間オフセット・クレジット制度(JCM)>							
関係省庁・関係機関等の協議会立ち上げ(2013年11月) 二国間協議国を対象としたプロジェクト発掘を開始	関係省庁・関係機関等の協議会で二国間文書に署名した国におけるプロジェクト形成促進						<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を最大限活用して、JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、2020年度までの累積で1兆円の事業規模を目指す
国内制度の検討推進・登録簿等の制度整備に向けたロードマップの策定(2013年9月)、8件のJCMプロジェクトの登録(環境省設備補助事業及びNEDO実証事業)(2016年2月末時点)	プロジェクトの本格的な開始及びクレジットの獲得						
16か国(モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ)とJCMに係る二国間文書に署名(2016年2月末時点)	登録簿の運用、管理、改修						
チリとミャンマーを除く14か国との間で合同委員会を開催(2016年2月末時点)	ASEAN、インド等、主要国との二国間協議を推進						
	二国間文書に署名した国との制度運用を実施						
COP1における国際交渉を推進/ベストプラクティスとしての事例紹介を含む実績の国連への報告							

パートナー国ごとの進捗状況(2016年6月10日時点)

パートナー国	署名時期	合同委員会の開催数	プロジェクトの登録数	方法論の採択数	資金支援事業・実証事業の件数(H25-27)
モンゴル	2013年1月	3回	2件	2件	4件
バングラデシュ	2013年3月	3回		1件	5件
エチオピア	2013年5月	2回		1件	1件
ケニア	2013年6月	2回		1件	3件
モルディブ	2013年6月	2回		1件	2件
ベトナム	2013年7月	4回	4件	5件	14件
ラオス	2013年8月	1回			2件
インドネシア	2013年8月	5回	6件	10件	22件
コスタリカ	2013年12月	1回			
パラオ	2014年1月	3回	1件	1件	3件
カンボジア	2014年4月	2回		1件	2件
メキシコ	2014年7月	1回			
サウジアラビア	2015年5月	1回			1件
チリ	2015年5月	1回			
ミャンマー	2015年9月	1回			1件
タイ	2015年11月	1回			7件
合計	16か国	33回	13件	23件	67件

環境省平成28年度予算 JCM関係事業

JCM事業の流れ



FS等支援事業

JCM制度構築・実施等事業

JCM案件形成事業

- 低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM 案件形成可能性調査事業委託業務
- JCMを活用した大規模削減案件形成可能性調査事業委託業務

補助金執行団体：(公財)地球環境センター(GEC)

JCM資金支援事業【設備補助】 (3カ年で67億円)

- 比較的小規模案件(数千万～数億)への支援
- JICA等との連携案件も含む

JCM資金支援事業【ADB拠出】 (12億円)

- インフラ(ADBパイプラインプロジェクト)等の政府案件への支援
- 民間企業からの提案案件への支援

補助事業

1. 今、地球環境問題が熱い
2. 自治体は、重要なパートナー
3. JCMは、日本の主要施策の一つ
4. 事業者も重要なパートナー

JCMの民間事業者側のメリット①

- 自治体間の協力・信頼関係の下で調査を実施できるため、現地での調査活動がスムーズになり、相手国の市場や企業へのアプローチがし易くなります。また、自治体間の関係により、相手国自治体の情報入手が容易になり、効率的に調査を実施できることが期待されます。
- 廃棄物や上下水道等、日本の自治体を持つ経験やノウハウと連携し、日本国内における実績をアピールしながら、民間企業の技術を売りこむことができるという点も挙げられます。
- 低炭素都市計画の策定等、本邦自治体が上流(川上)から相手国都市の政策や計画策定に関与することにより、民間企業側は当該計画の当初から適切な技術の提案ができます。

JCMの民間事業者側のメリット②

- 本事業を実施することにより、現地での社会的な評価が得られるという社会的利点、優れた低炭素技術の導入、普及に繋がるという経済的利点、GHG削減及び環境質の改善による環境面での利点に貢献することが期待できます。
- JCMの枠組みの下で自社の優れた低炭素技術が導入されることで現地にショーケースを設置することができ、当該技術を普及、横展開する際の足掛かりとすることが出来ます。

ホーチミン市・大阪市連携による低炭素都市形成

背景

【平成25年度】ホーチミン市長と大阪市長が、JCMの活用を明記した「低炭素都市形成に向けた覚書」に署名し、両市の都市間連携による**低炭素都市形成に関する事業をスタート**

【平成26年度以降】市長級政策対話の実施 + JCMプロジェクトの発掘と大規模展開を後押しする「**気候変動対策実行計画**」策定を支援 + 6件の**JCM事業を創出**(うち、3件JCMプロジェクト登録済み)

◆ 主な事業内容 ◆

気候変動対策実行
計画策定・キャパシ
ティ開発サポート
支援

JCM事業
実現可能性調査
(JCM方法論開発と
PDD作成を含む)

都市間連携・官民連携
チーム大阪コンソーシアム

- ・日本企業等による
JCMプロジェクト登録済み事業
- ①ホテル省エネ促進実証事業
- ②デジタルタコグラフによるエコドライブプロジェクト
- ③グリーンホスピタル促進事業

- ☆ 大阪の優れた環境技術と環境行政の仕組みを融合したシステムとして輸出し、**面的かつパッケージ的にJCM大規模案件を発掘・形成**
- ☆ 長期にわたる低炭素都市づくりの中核として、気候変動対策実行計画策定や人材育成など**運営・維持管理体制の確立**

アジアのメガシティ
のモデル

ご静聴ありがとうございました。

